海外調査の結果について

平成30年4月26日 内閣官房健康·医療戦略室

- 我が国の医師法のように、**あらゆる診療・治療の求め**に対して診療することを**義務付けるいわゆる応召義務(**※)に相当する法令は、今回の調査においては、**韓国を除き確認されなかった。**
- ●他方、**緊急時の対応に関する医療機関や地方公共団体の義務についての規定が多くの国で存在**している。 **外国人旅行者であることを理由にこうした義務が免除される国は、**今回の調査においては**確認されなかった。**
 - ※ 医師法第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

マハル	イギリフ	KAW	<i>15</i> 117	フロェーデン	7.47
カやその他の理由に かかわらず、法的に患 者を治療する義務は ない。 ●ただし、「緊急医療 処置及び分娩に関す る法律」により、緊急 事態には、患者の国 籍や支払能力の有無 にかかわらず、医療機 関は患者の状態を安 定させる必要がある。 ● はには、これのものでは、これがある。 ● はまるの状態を安	 X急を要する対応 (①救命、②生命の危機に陥る急速な状態悪化の防止、③深刻な後遺症の防止)については、患者の支払の意思や能力の有無に関わらず提供されなければならず、提供しない場合は人権法上違法となり得るとされている。 緊急の治療を理由として無料になるわけではないが、例外的に後払いが認められる。 	ドイツ ● 医師と病院は、 <u>急性期の緊急</u> を要する状態に <u>ある患者を治療</u> する義務を負う。 ● 急性期でない 症例や治療に ついて計画可 能な症例には、 この義務はない。	・ 医療機関は、必要 最低限の医療サービスを施す義務がある。 ・ 外国人は、緊急診療所や日帰り手術等、救急病院で必要最低限の治療を受けることができる。 治療を終えた際に料金を支払う必要がある。 ・ また、料金を前払することで、場合とができる。 ・ また、対金を対していまる。	スウェーデン ・原則として必要な治療を受ける権利を有するが、何が必要な治療であるかは医師等が決定する。 ・必要な治療とは、患者が母国に帰国するまで待つことのできない治療である。通常、患者は全ての費用を支払う必要がある。	法律上、スイスに居住しない外国人が滞在中、緊急に手当てを要する場合には、滞在する州に援助義務がある。

(※) なお、急性期病床に占める公立医療機関の比率は、日本が3割程度であるのに対し、欧州諸国では概ね7割程度以上。

欧州	アメリカ・中国・ 韓国・タイ	台湾
● シェンゲン協定(欧州26か国が参加)により、加盟国は、シェンゲン領域内への短期滞在(あらゆる180日の期間内で最大90日間)について共通政策を採用。 ①シェンゲン領域への入域に査証取得が必要な者は、旅行医療保険(3万ユーロ以上)への加入が求められる。 ② 査証取得が免除されている者*は、旅行医療保険への加入は求められない。 ※ EU及び欧州経済領域の市民並びにスイス国民、その他40程度の国(日本、アメリカ、オーストラリア、ブラジル等)の国民は免除、他方、上記以外の国(中国、ロシア、インド等)の国民は免除対象外。 ※ EU加盟国民は、自国政府から発行される欧州健康保険カードを提示することにより、旅行先国民と同条件で滞在国の公的医療制度を利用可(医療目的は対象外。医療費は自国医療制度から負担又は精算)。 <各国の取組> ● スペイン、ドイツ、スウェーデンでは、査証取得が免除されている旅行者に対して保険加入を勧奨。 例えばスペインでは、観光局ウェブサイト上で「救急の場合の治療は受けられますが、自己負担となりますので、旅行保険に各自で加入することをお勧めします」旨の加入勧奨を実施。 ※ 欧州以外ではトルコも、査証取得が必要な者に対して旅行保険への加入を求めている。	● <u>義務付けや</u> <u>加入勧奨</u> <u>は行っていない。</u>	●原則として 義務付けは行っていない。 ●中国人旅行者については、入国時に 海外旅行保険加入済証明書を移民 署に提出する必要がある。

くシェンゲン協定> シェンゲン領域内では原則として国境管理を廃止し、締約国国民及び合法的に入域した第三国国民の移動の 自由を規定。また、EU加盟国の外囲国境(シェンゲン協定加盟国と非加盟国との間の国境)の管理に関する共通規則を適用。

<イギリス>

- ●外国人患者の未収金問題を踏まえ、2017年10月から、緊急を要する対応の場合を除き、<u>費用は全額</u> 前払いに。
- ●もし、救急以外の場合の外国人からの事前医療費徴収が完璧に行われていれば、1年当たり2億ポンドから5 億ポンドの未収金を回収できたと報道されている。
- ●500ポンド以上の未納金があれば、入管法によって以後入国禁止とする制度を設けている。

<フランス>

●未払医療費は海外財務総局が各国の領事館を通じて請求するが、回収率は極めて低く、国会報告書において、2014年にパリ公立病院協会に属する病院において、外国人患者について1.2億ユーロの未払医療費が生じたことが報告されている。

未収金

<スイス>

●スイスの人口4千人程度の自治体が、2017年にある外国人旅行客の医療費35万スイスフランを負担したことが報道されている。

<スウェーデン>

- ●強制執行庁に送付。
- <スペイン>
- ●行政庁が在外公館を通じて回収要請する例がある。
- <スイス・アメリカ>
- ●債権回収会社を利用。

<中国>

●費用の前払が一般的。

医療費の価格設定

<イギリス>

●欧州経済領域以外の外国人旅行者の医療費については、通常のNHS(国民保健サービス)費用の150%まで請求可能としている。